川崎市消費者行政連絡調整会議要綱

（目的及び設置）

第１条　川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和49年川崎市条例第53号。以下「消費者条例」という。）の総合的かつ円滑な施行を確保するため、関係各局が協議する川崎市消費者行政連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　連絡調整会議は、前条の目的を達成するため、消費者条例に係る次に掲げる事項に関し、施策の内容、体系化及びその執行管理について協議する。

(1)　消費者行政推進計画に関すること。

(2)　商品等の安全の確保に関すること。

(3)　表示、計量等の適正化に関すること。

(4)　不適正な取引行為の禁止に関すること。

(5)　生活必需物資の確保及び価格の安定に関すること。

(6)　苦情の処理及び被害の救済に関すること。

(7)　消費者啓発及び組織化の推進に関すること。

(8)　消費者支援協定に関すること。

(9)　消費者行政の体制に関すること。

(10) 勧告及び公表等に関すること。

(11) 市長への申出に関すること。

(12) その他消費者行政の推進に関すること。

（組織）

第３条　連絡調整会議は、別表の職にあるものをもって組織する。

２　連絡調整会議に、会長及び副会長を置き、会長は産業政策部長を、副会長は消費者行政センター室長をもって充てる。

（会議）

第４条　連絡調整会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（関係職員の出席）

第５条　連絡調整会議は、協議のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第６条　連絡調整会議の庶務は、経済労働局において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は会長が連絡調整会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、昭和５０年１月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和５９年３月８日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和６２年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２年４月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２年６月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成５年５月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成６年１月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年７月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年１月９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年９月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年１２月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年２月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年７月９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年７月１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年９月１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

別　表

総務企画局	企画調整課長
経済労働局	産業政策部長、消費者行政センター室長、農業振興課長、農業技術支援センター所長、中央卸売市場北部市場業務課長
環　境　局	企画課長、脱炭素戦略推進室担当課長〔温暖化対策計画・協働推進〕、地域環境共創課長、減量推進課長、廃棄物政策担当課長
健康福祉局	保健医療政策部健康増進課長、生活衛生課長、医事・薬事課長、中央卸売市場食品衛生検査所長、健康安全研究所担当課長〔理化学〕、健康安全研究所担当課長〔微生物〕
こども未来局	保育・子育て推進部担当課長〔運営支援・人材育成〕
まちづくり局	住宅整備推進課長
危機管理本部	危機管理部担当課長〔企画〕
上下水道局	水道管理課担当課長〔危機管理・調整〕、水管理センター担当課長〔水道水質〕
消防局	予防課長、査察課長
教育委員会事務局	健康教育課長、指導課長、健康給食推進室担当課長〔企画〕、健康給食推進室担当課長〔学校給食〕、総合教育センター（注１）

（注１）総合教育センターは、課題に応じ担当する課長職とする

※同一課に２名以上の課長職が在席する場合は、消費者行政部門を担当する課長職とする